

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日	申請者	住所・居住地及び 電話番号	() -
		氏名または 名称	
		特別徴収指定番号	
		個人番号又は法人番号	

山陽小野田市長 宛

地方税法第321条の5の2及び山陽小野田市税条例第46条の2の規定による市民税・
県民税特別徴収税額の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後の特別徴収税額
-----------------	-----------------

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額 ※山陽小野田市以外の全市町村を含む事業所全体の人数及び支払金額	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円
	令和 年 月	常時勤務者	人	円
		臨時勤務者	人	円

山陽小野田市税の滞納または最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細	
---	--

申請日前1年以内に納期特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	年 月 日
--	-------

納期の特例についての注意事項

- 給与の支払いを受ける納税義務者が、常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務課市民税係に届け出てください。
- 滞納や著しい納付遅延がある場合は、特例の承認を取消されることがあります
- 特別徴収した税額は、前期・後期に分けてお間違いのないよう納付してください。
 [前期] 月(回分)から 11月(6回分)の納期限 12月10日
 [後期] 12月(7回分)から翌年5月(12回分)の納期限 翌年6月10日
 ※10日が土日または祝日の場合は、これらの休日の翌日が納期限となります。

市 処 理 欄	決 裁	課長	課長補佐	係長	係員